

令和2年7月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 令和2年7月1日(水)
- 2 場 所 市役所南別館3階委員会室
- 3 開始時間 13時30分
- 4 終了時間 16時25分

5 出席者

児玉教育長、赤松教育長職務代理者、中原委員、濱田委員、岡村委員
その他の出席者

栗山教育部長、大田教育総務課長、深江学校教育課長、森重スポーツ振興課長、加藤生涯学習課長、
武田美術館長、椎屋教育総務課主幹、浜田総合政策課主査

6 会議録署名委員

赤松委員、中原委員

7 開 会

◎教育長

では、少々時間が早いのですが、ただいまから令和2年7月定例教育委員会を開催したいと思います。どうかよろしくお願ひいたします。本日の委員会の終了時刻ですが、午後3時を目途としております。よろしくお願ひいたします。

それでは、市民憲章朗読を事務局お願ひいたします。

8 会議録署名委員の指名

◎教育長

それでは、前会議録の承認につきまして、皆様方のお手元に令和2年5月の定例教育委員会の会議録をお配りしております。本委員会終了後、各委員に署名をいただきたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひいたします。

本日の会議録の署名委員は、都城市教育委員会会議に関する規則第15条の規定により、赤松委員、中原委員にお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

9 教育長報告

◎教育長

それでは早速、教育長報告をさせていただきます。

お手元の資料をご覧ください。

学校は、コロナ禍の中で、学校内での色々な出来事や行事が制約されておりまして、新聞等に掲載されることも非常にまれになってまいりました。そういう中で、このように、上長飯小学校が手洗い時の混雑解消ということで、保護者の方々が手作りで水道の蛇口を増設したという報道でございます。まず、ご覧の写真、左手でございますが、足洗い場の一つからホースを出し、そして、長いパイプのようなものを這わせませす。長さを実際に見てみますと、8メートルから10メートルぐらいありました。そのパイプのところ穴を空けていって、蛇口をひねるとそこから水が落ちるというような仕掛けでございます。その柱になっているところの下の方に、石鹼を置いていただいております。それぞれ石鹼で手洗いができるということです。上長飯小学校は児童数も多いところでございますので、非常に密にならずに助かっているというような報道が

ありました。色々な工夫がなされているのだなとつくづく思った次第です。

それでは、6月の議会から、抜粋したことについてお話をしていきます。

まず、6月議会そのものですが、新型コロナウイルス対応のために、一般質問は文書による質問ということになり、大幅な会期縮減、短縮がなされたところでございます。その文書での回答をここに幾つか載せております。

景気対策としての修学旅行はいかがかという、そういうご質問がありました。これに対しましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、現在、各学校において、実施時期や行先の変更等を検討しているということですが、県内に決定したところはまだ1校しかございません。ほかはまだ迷っているという状況でございます。

なお、新型コロナウイルスの感染状況によっては、今後、県外や市外の児童の生命がかかることも考えられるため、市内の史跡めぐりとか、観光、宿泊は修学旅行の代替案の一つとして考えているとお答えしていますが、何分にもここはリスクマネジメントをしっかりとっておかないといけないということでした。一番問題になっているのは小学校6年生の修学旅行で、もう卒業すればその機会が失われるということでございます。中学生は2年生が対象なので、もう少し余裕があると思っておりますけれども、もし県外で発症もしくは濃厚感染者ということになってくれば、県内に帰って来られるのかというそういうところも含めた上で考えなければならないと思っております。

もし鹿児島に行ってそこで感染が分かった場合は、鹿児島の保健所の範疇にありますので、そこでの指示に従わなければならなくなります。ですので、リスクマネジメントを考えるに当たっては、県内でもしそういうことがあれば、県内の移動はできるので、何らかの方策を県の教育委員会とともにとっていけるのではないかなと思っております。ただ、旅行者等もまだ県内の案がまだ全然出ていない、少ないということもありまして、なかなか厳しい状況でございます。学校側には、とにかく県外も視野に入れてもいいけれども、県内での旅行見積もり等をとってもらって、きちんと見比べることをやっていこうと思っております。いずれにいたしましても、修学旅行のねらいや児童・生徒の発達段階、学校の実情等を踏まえつつ、今後の新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら検討するように各学校に指導してまいりたいと思っております。

次の質問としましては、エアコンの使用についてでございます。エアコンの使用は原則的に、6月から9月ということにしております。それ以外のときにはどうするのかということでございますけれども、室内温度が28度を超えたときには使用可能ということにしております。

なお、普通教室から野外等への移動をする際には、空調を停止してくださいというお願いをしておりますが、給食時間、そして、昼休みの時間につきましては、空調を稼働させたままにしている構わないと思っております。児童・生徒の健康と快適な学習環境の確保が大事ですので、空調機の運用にあたっては、利用期間を含め、小・中学校や関係各課と連携しながら、柔軟な対応をとっていくという形にしたいと思っております。

なお、使用電力量につきましては、その使用量を把握しつつ、適切な予算措置を図ってまいらないといけないということでございます。今のところ何もなければ、1億4千万円ほどの費用がかかるということになっております。

続いてのご質問ですが、授業時数の不足分をどうするのかということでもございました。それに伴う学校管理運営規則等の改正についてのご質問でもございました。不足日数を7日間というふうにしたのは、先日もお伝えしたとおりでございます。7日間を割り出すために、各学校で様々な調査をしていただきました。その結果、最少で60時間、最大で82時間というようなご回答があったところです。平均すると72時間でもございました。これを1日の授業数で割っていきますと、当然、7日間では足りないわけですが、今年度の授業

日数は昨年度と比べ4日間ほど多いです。それから、年度末や年度初めは学校の行事が多いために、教科の授業日数が少ないこと等の情報を、主幹教諭を集めて調査をしました。それを受けて、未履修分という形で補うのが7日間という形になります。

裏面をご覧ください。それでも不足する場合においては、各学校が児童・生徒の発達段階や教職員の負担等に十分配慮した上で、学校行事の精選を図ったり、週当たりの授業日数をふやしたりして、未履修分に充てるということになっております。

ただここで考えないといけないのは、コロナウイルスが怖いからといって学校に出て来れなかった子たち、つまり、体等に疾患があつてなかなか出て来れなかった子どもたちがおります。市内全部で大体20名から30名ほどでございます。途中で来た子もいるのですけれども、なかなか行かせたくないというお父さんたちのご家庭もありました。それで今回、8月17日、月曜日から21日の金曜日の1週間の活用が大きな鍵になろうと思っております。明日、校長会がございますので、そういうところで個別の学習指導をしていたり、十二分にその子たちに配慮していただくようお願いをしているところでございます。

学校管理運営規則の改正につきましては、先日、委員の先生方にはお話をしたところでございます。総日数を変えてはいけないというところの文面のところに、ただし、非常変災、その他やむを得ないと教育長が認める場合を除きという言葉を入れさせていただきました。この改正をした上で、各小・中学校に校長先生から学期の設定変更申請を出してもらい、変更申請を教育長が承認するというところで、夏休み、夏季休業を短縮して、7日間の授業日を確保することとしております。

それから、文部科学省から、教員の追加の方針が示されております。これは、補正予算を国がとっていただいているところでございますけれども、本市においてはどのように取り組む予定であるのかということでございます。

第一次の補正で入ってきたコロナ対策のものにつきましては、県教委と協議を行って、6月1日から算数少人数加配教諭、及び日本語指導教員の勤務時数をふやす取り組みを行っております。これは、新たな人を付けるということがなかなか難しい、今、人材不足でなかなか難しい状況の中で、時間数を増やすという点をとっております。今後につきましても、国が県に対して行います第二次補正予算に係る学習支援のための人的支援を受けるために、国や県に対して学習指導員等の追加加配を要求してまいりたいと思っておりますが、何分にもそのところに対応できる人がなかなかいないということで、今、各学校、非常に困った状況になっております。

実を申し上げますと、9月から産休に入られる先生が市内には4人おります。ところが、一人もまだ新しい先生方を確保することができていない状況です。これは危機的な状況なので、事務所を通して県全域で探していただくというようなことをやっているのですけれども、県内どこも同じような状況でありまして、非常に困った状況でございます。

続いてのご質問ですが、オンライン授業及び休校中の課題についての質問でございました。文部科学省がどの家庭でも自宅でオンライン学習等ができるよう、一人一台端末が家庭でもつながる通信環境の整備に向けて動き出しております。本市におきましても、国の補助事業等を活用しながら、一人一台の端末の準備を進めているところでございます。今年度は各学級、勉強するところは全て、Wi-Fiで学校内を体育館も含めてつなぐというような工事をいたします。また、一人一台の端末が入りますので、その保管庫を各教室の中に入れるということの工事を進めていきたいと思っております。その上で、オンライン授業の実施につきましては、なかなかまだ難しい問題があります。家庭のインターネット通信環境に全国的な調査をしているところでございます。今後その調査結果を踏まえて研究してまいりますので、ここではお答えしておりますが、実は、調査が終わりまして、都城市の状況がわかってまいりました。Wi-Fi環境がない世帯ですが、313世帯ありました。そのうちですけれども、保護世帯とか準要保護世帯というのがありますが、これらの世帯で、

Wi-Fi 環境がないというのは68世帯になります。ですので、つけていただければつけていただいたほうがいいのかと思います。

休校中の課題につきましてですが、4月30日に臨時休業を延長した際、これまでの課題に加えて、児童・生徒が家庭学習において未習の内容を自分で学ぶことができる教師自作の予習的課題も含めて出すように指導しております。学校再開後もそういうことを活用しながら、授業を進めてもらっていると思っております。また、各学校においては、確認テストなどの家庭学習のフィードバック等も行っているところでございます。学習内容の定着に応じた個別の補充授業、補充学習などを実施して、学習の定着を図っていくということでございます。

こういう中で、GIGAスクール構想というものを国は立ち上げて、当初5年間を目途としてこの構想を完了するところでございましたが、どんどん前倒しをしまして、今現在、本年度で予算を取りきらないとなくなっております。ですので、それを考えれば、かなり窮屈なところでございますが、学校教育課を中心にしながら今この作業にあたっていただいているところでございます。

その中で、GIGAスクールのGIGAですが、私自身、ギガバイトのギガとずっと思っておりました。けれども、違うことがわかりまして、これはGlobal and Innovation Gateway for Allの頭文字をとってGIGAということです。この意味は、グローバル化やイノベーション、つまりはそういうものが融合していく中で、ゲートウェイ、入り口のところに立っている子どもたちをすべてきちんとフォローします。つまり、誰一人とりのがすことのない教育という意味でございました。そういうことも含めまして、今後、各学校へ周知をしていただきたいと思いますと思っております。

最後の質問のところでございますが、今回のコロナ禍やそれ以外でもあります問題を抱えている児童・生徒の状況把握についてでございます。臨時休業中における生活の様子についてアンケートをとるよう、指示をしておりました。各学校はアンケート結果をもとに、教育相談や職員間で児童・生徒の状況の共通理解を行うなど、児童・生徒一人ひとりに寄り添った対応をしているところでございます。

実際に、体調がすぐれないとか、生活が安定しない、そういうお子さんがだんだん出てまいりました。そういうことも含めた上で、やっていかななくてはならないと思っておりますが、体調がすぐれなかったお子さんたちの中には、今年6月になってほぼ一斉にエアコンがついたのですけれども、全く昨年と違うと。非常にいきいきと教室の中にいるというお話を聞かせていただきました。去年までは、5時間目ぐらいになると、もうぐたーとしていたということをおっしゃっていた校長先生が多い中で、本当にエアコンの効果はあるのだと。ある校長先生は、都城市の学力は伸びますと言っておりましたが、ちょっと残念、どこもついただけという話なのですけれども、そういうような状況でございます。

さらに、スクールソーシャルワーカーを市独自で雇い入れましたけれども、この休みの期間中に、家庭やその取り巻く環境を変えることによって、完全不登校だったお子さんを5人、学校に復帰させることができました。これは大きな成果だと思っております。一斉にみんな休んでいるわけですから、それを再開したときに出やすかったというのもあるかもしれません。ただ、この短期間で5人も学校復帰を果たしたということは非常に大きいのかと思います。

教育委員会といたしましては、先ほど申しましたアンケート結果を含め、特に気になる児童・生徒について各学校と連携をしながら対応しております。数で上がってきた子どもたちが40名弱、そういう心配がある子どもたちがいると話をされました。また、学習の遅れや対応につきましては、各学校が放課後等に個別に補充学習を実施したり、個々に応じた内容、これは質や量を変えていくような課題を提出させたり、それらの子どもたちの学びが充実したものになるようと支援しているところでございます。不登校につきましては、また、生徒指導状況報告の内容の中でお話をしてみたいと思います。

ここまでで何かご質問はありませんでしょうか。

では、引き続き、生徒指導状況の報告の内容をお知らせいたします。

これは5月分になります。非行等問題行動が小学校3件、中学校ゼロでございます。この3件というのは、生徒間暴力、2つ目が器物破損、3つ目が家出でございました。

まず、生徒間暴力でございますが、小学校5年生の男子でございます。下校途中に、本来の通学路と違うところを帰っていたところを友達に見つかって注意された。居合わせた児童を蹴って、そして、石を持って投げたのですけれども、それが近くの民家に入って、ガラスを割るような事案でございます。事件当日に、担任、それから、特別支援担当、生徒指導主事が現場に行き、状況を確認して、加害児童保護者に説明をしています。被害児童の父からは、今後の学校の対応等を聞かれて、安易に、交流させないでほしいというような申し入れもされているようでございます。その交流学級に被害者の男の子がいる状況です。これは推移を見守っていかねばと思っております。

器物破損でございますが、小学校4年生の子で、毎回、この話題になっている男の子でございます。感情のコントロールが難しく、教室で暴れる、物を投げたり、事務室の棚を蹴ったりし、物を壊したりするということは、その背景につきましては、自分は嫌われていると思込んで、感情を爆発させ、奇声を上げているような状況でございます。5月は、臨時休業のため、生活のリズムが整わないこと、薬の影響からということで、授業中に眠ってしまうことが散見された中で、6月30日、昨日でございますが、ケース会議を行っております。病院のほうには、今回は担任も行ってもらいました。そして説明を聞いたところでございます。病院の先生におかれては、この子につきましては、パニックになったら言葉でコントロールすることが難しいということで、なるべくクールダウンできる場所等を設定しておいてくださいということをおっしゃられたそうです。また、ケース会議につきましては、この子が通っている支援施設等からも参加されて、今後どうすればいいかということの話し合いがあったということでございます。

3つ目の家出でございますけれども、これは5年生の男の子が習い事をさぼったことを父親から責められ、父親が「養護施設に入れるぞ」と言われたそうでございまして、それで家を飛び出したというところでございます。警察に補導されまして、事なきを得たわけなのですが、父親も言い過ぎたと反省して、習い事の一つを減らすということで、折り合いがついたということでございます。

以上のような状況でございます。

続いて、不登校の状況でございますけれども、4月がほぼ学校が短かったというのもあります。5月になりまして、小学校が37名、継続が26名で新規が11名でございます。中学校が104名、継続者が87名、そして新規者が17名という状況です。今後、コロナ明け6月がほぼフルでやりましたので、どういう状況になっているかということを考えながら、指導してまいりたいと思います。

交通事故でございます。小学校2件、中学校2件でございますが、そのうち、小学校1件の交通事故が非常に大変でございまして、1年生の男子でございました。他の1年生の女兒と近所付近で自転車に乗って遊んでいて、一旦、自宅に戻り、そこから出た時に、北進する自動車と衝突。頭を強打し、ドクターヘリで宮医大に運ばれております。頭蓋骨骨折。ですが、実際の事故は5月の中旬ですけれども、6月8日に学校に復帰をしております。大事に至らずい本当に良かったなと思いますが、ヘルメットを被っていなかったということでございますので、今、都城市内の小学校におきましては、ヘルメット着用をさせている学校とうやむやになっている学校と2種類ありまして、またこれも校長会等で呼びかけてまいりたいと思います。本当に命に係わることでございましたので、しっかりといきたいと思っております。

いじめに関することでございますけれども、小学校46件、中学校12件でございます。そのうち、学校から特筆すべきという形で出てきたものが4件あるのですけれども、心のケアを行ったり、双方への働きかけで仲良くなったりというようなことも含めて、今、学校で対応をいただいているところです。3カ月たたないと解消したかどうかは指標になりませんので、3カ月を待ってもう一度みたいと思います。

不審者声かけ事案はありませんでしたが、県内ではかなりの数が上がっておりますので、都城市内でなかったということでございます。

その他でございます。虐待案件が小学校2件、中学校2件ございますが、いずれも身体的虐待でございます。

まず、5年生の女子でございますけれども、児相から虐待の恐れがあるという連絡が届いたところでございます。家庭での母親との関係を職員が聞き取った時に問題がなかった。これで一回ながしたのですが、数日後、左上腕部に傷跡を発見して、養教より本人に確認したところ、母親から体罰を受けたということを確認しました。そこで、学校が児相に通告。児相の職員が来校し、本人との面談及び写真撮影を行っております。このことにつきましては、近所の人たちが非常に気にかけていて、この女兒の「やめて」という声を録音した近所の方が児相に通告したというような状況であります。ただ、この子自身、不登校ではないのですけれども、午後から学校に登校するようなことが多く、それはなぜかと言いますと、動画等を見て、昼夜逆転してしまっていて、起きられないということで、母親も起きてこないというような状況でございます。

1件は、兄弟けんかの傷跡だったということで、定期的な家庭訪問等を行うということでございます。

中学校の1件は、3年生女子なのですけれども、本生徒に対して母親が厳しく叱責した。その際に包丁を母親が持ち出しています。ですので、その姿を見て、その女子は近所にいるおじさんに助けを求めた。おじさんも母親をなだめようとしたのですが、結局は効果がなく、そのおじさんが警察に通報というような状況です。本生徒なのですが、精神的な動揺が大きくて、母親と一緒に生活することは無理と本人が言っております。そのまま一時保護になってはいますが、本人の意思が固く、6月12日に転学をするそうです。

もう1件は、中学校2年生の男子でございますが、これは逆に本人から母親に暴力が先だったのですけれども、なかなか友人関係がうまく作れないこの子にとって、家庭の中でそれを発散させてしまっていて、母親や妹たちへの暴力があった。母親も不安から本人と離れて生活する日々、つまり、本人は家で一人であるという状況でした。ですので、児相と相談しながら、SSW、市のこども課、民生委員等と連携をとりながら、毎日、家庭訪問をしている状況でございます。なかなかこのケースも難しいところでございます。今のところ、離れているので本人たちはそれを良しとしてしまっているわけです。児相はそういう状況では保護ができないと言っております。ただし、食事や精神の状態などが生命の危機と判断したときには、児相が行って一時保護になるというような状況です。

最後ですけれども、校内外の事故、5月中1件というのは、例の列車事故のお話でございます。

以上でございますけれども、何かご質問がありますでしょうか。

よろしかったでしょうか。

それでは、教育長報告を終わらせていただきます。

10 議 事

【議案第16号】

◎教育長

では、議事に入りたいと思います。

本日の付議事件は、報告9件、そして、議案2件でございます。

では、議案第16号を美術館長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

●美術館長

美術館でございます。よろしくお願いいたします。

まずは、別紙を差し替えさせていただきました。3番目の芦田均様が漏れていたことと、任期を誤ってお

りましことを深くお詫び申し上げたいと思います。先月、濱田委員のほうからも参考資料の誤りをご指摘いただいていたにも関わらず、確認が足りませんでした。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、議案第16号 令和2年度都城市立美術館協議会委員の委嘱についてご説明いたします。

この美術館協議会は、美術館の運営について審議していただくために、都城市立美術館条例第14条第1項に基づき設置されているものです。委員の人数は10名、任期は2年となっており、今年度は任期満了に伴う改選の年となっております。委員をお願いする予定にしております10名の方について、ご説明いたします。別紙のほうをご覧ください。

1番目の小西弘子様、3番目の芦田均様、以下、朝倉脩二様、八木常憲様、大盛博様、古賀隆一様、阿部健二様、そして、最後の本蔵明子様、以上8名については再任でございます。それぞれの経歴や役職については、備考欄のとおりでございます。

次に、上から二番目の平岡洋子様、下から二番目の橋詰和弘様の2名は新任でございます。平岡様は平成29年3月まで、明治学院大学芸術学科の非常勤講師を務められておられた方です。略歴については関係資料のほうをご参照ください。最後に、橋詰様につきましては、都城市PTA連絡協議会からの推薦をいただいた方で、同会の副会長でいらっしゃいます。以上、10名の方々に委員をお願いしたいと考えております。

なお、今年度の会議の開催時期につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら決めてまいりたいと考えております。

以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。

それでは、議案第16号につきまして、ご質問等ありましたら、よろしくお願ひします。

それでは、議案第16号を承認いたします。どうかよろしくお願ひいたします。

●美術館長

ありがとうございました。

【報告第43号、報告第44号、報告第45号、議案第15号】

◎教育長

それでは、報告第43号、第44号、第45号及び議案第15号を生涯学習課長から説明をいただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

●生涯学習課長

生涯教育課の加藤です。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めに、報告第43号 臨時代理した事務の報告及び承認について 都城市人権啓発推進協議会副会長及び幹事の委嘱及び任命について、ご説明いたします。

これは、都城市人権啓発推進協議会副会長及び幹事の委嘱及び任命について、臨時代理いたしましたのでご報告し、承認を求めるものです。

お手元の資料の4ページをご覧ください。こちらのほうに、都城市人権啓発推進協議会設置要綱を付けてありますが、設置要綱第4条及び第7条第2項の規定に基づき、教育委員会が委嘱または任命をいたします。会長につきましては、設置要綱第3条第1項に規定する別表第1 裏面になりますが、こちらのほうに、事業担当副市長が充てられております。同様に、副会長及び幹事につきましても、設置要綱の別表第1及び別表第2に規定された役職の方を教育委員会がそれぞれ委嘱または任命するものです。

今回、資料3ページをご覧ください。こちらのほうに、今回委嘱または任命をお願いしました方々の一覧

を掲載しております。一番上が会長、二番目が副会長、三番目が幹事となっております。

まず、副会長6名のうち新任が2名、再任が4名となっております。新任が、市議会議長の江内谷満義様と都城市社会教育関係団体等連絡協議会会長の柿木原康雄様です。なお、柿木原様につきましては、先月6月に都城市社会教育関係団体等連絡協議会の会長の交代があり、今回初めての委嘱となりました。

次に、幹事15名につきましては、新任が7名、再任が8名となっております。なお任期は、令和2年6月8日から令和3年3月31日までとなっております。

続きまして、報告第44号 令和2年度人権啓発標語募集要項の制定について、ご説明いたします。

8月の県が定めます人権啓発強調月間に実施する人権啓発事業の一環として、今年度も要項を定め、人権啓発標語の募集を行うものです。

資料の2ページのほうに募集要項を掲載しております。目的につきましては、人権啓発強調月間に人権啓発事業の一環として実施するもので、人権に関する標語の作成を通じて、人権を尊重することの大切さについて理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につけ、優秀作品を人権啓発資料として活用することによって、市民の人権意識の高揚を図ることとしております。募集資格につきましては、都城市内の小・中学生、都城市内に居住、勤務または通学（高校生以上）している方を一般の部ということとしております。応募数は一人につき何点でも応募可能です。申し込み締切は、令和2年9月4日金曜日必着としております。表彰につきましては、小学生の部、中学生の部、一般の部、それぞれ優秀作品を選定し、令和2年12月に開催予定の都城市人権啓発推進大会において、受賞者の表彰を行う予定としております。7月中旬をめどに、各小・中学校に依頼文書と募集チラシを配布し、合せて市の広報7月15日号に人権啓発標語の募集について掲載する予定としております。

また、一般からの応募を増やすために、都城市人権啓発推進協議会会員である団体や企業等にも依頼文書と募集チラシを送付する予定としております。昨年度の実績につきましては、お手元の資料の一番最後のページに、令和元年度人権啓発標語応募状況を載せております。昨年度は、小学生から2,315点、中学生から2,650点、一般から129点、合計5,094点の作品応募がございました。入賞につきましては、お手元の資料の募集要綱の裏面のほうになりますが、その中に入賞者数及び表彰内容を6番に書いてありますが、最優秀部門は各部門、小学校、中学校、一般で、各部門1名で3点、優秀賞につきましては、小・中学生各学年1名、一般1名で合計13点を選考いたしました。受賞作品につきましては、本年12月に開催予定の都城市人権啓発推進大会で表彰するほか、各戸配布の人権啓発特集号というA3版中折のチラシを作成し、紹介することとしております。また、入賞作品を短冊にし、小・中学校にそれぞれお送りするほか、各地区公民館にも掲示し、人権啓発に努めてまいります。

以上で、報告第44号の説明を終わります。

続きまして、報告第45号 臨時代理した事務の報告及び承認について。都城市青少年健全育成市民会議副会長及び幹事の委嘱及び任命について、ご説明いたします。

これは、都城市青少年健全育成市民会議副会長及び幹事の委嘱及び任命について、臨時代理いたしましたのでご報告し、承認を求めるものです。

お手元の資料の5ページに、都城市青少年健全育成市民会議設置規程を載せております。この設置規程第4条及び第7条第2項の規定に基づき、委嘱または任命をしております。会長は、設置規程第3条第1項に規定する別表第1のとおり、教育長が充てられております。同様に、副会長及び幹事につきましても、設置規程の別表第1及び別表第2に規定された役職の方々を教育委員会がそれぞれ委嘱または任命するものです。

資料の3ページ、4ページに、今回委嘱または任命をお願いいたしました方々の一覧を掲載しております。

まず、3ページのほうに、副会長3名のお名前を載せておりますが、新任が2名、再任が1名となっております。

ります。

次に、4ページのほうに、幹事21名につきまして掲載しております。幹事につきましては、新任が14名、再任が7名となっておりますが、No.6になりますが、姫城地区青少年育成協議会会長は、柿木原康雄様なのですが、柿木原様が市民会議の副会長になります都城市社会教育関係団体等連絡協議会会長に就任されていますので、こちらの市民会議の副会長を柿木原様に委嘱し、幹事につきましては、姫城地区青少年育成協議会副会長の永山博一様を任命いたしました。なお、任期は令和2年6月24日から令和4年6月23日までの2年間となっております。

以上で、報告第45号の説明を終わります。

続きまして、議案第15号 都城市社会教育委員及び都城市公民館運営審議会委員の委嘱について、ご説明いたします。

社会教育委員につきましては、お手元の資料の最後のページに、都城市社会教育委員関係法律等を抜粋という形で載せておりますが、こちらのほうの社会教育法第15条並びに都城市社会教育委員条例第2条及び第3条の規定により、公民館運営審議会委員につきましては、同法第30条並びに都城市公民館条例第7条の規定により、それぞれ委嘱するものです。いずれの委員につきましても、条例では、学校教育及び社会教育の関係者、また、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験を有する者から委嘱すると規定しております。

資料の2ページをご覧ください。こちらのほうに今回委嘱をお願いいたします委員の方のお名前を載せておりますが、前任の委員の任期が、令和2年6月30日まででしたので、今回新たに全員の委嘱を行うものです。今回委嘱をいたします委員は、お手元の資料2ページ及び3ページに掲載しております14名を予定しております。委員14名のうち、新任が7名、再任が7名となっております。その委員の参酌基準といたしましては、お手元の3ページをご覧ください。表の参酌基準のところにとどの分野からお願いしているかということを表記しております。まず、分類としましては、社会教育関係者ということで、9名の方をお願いしております。学校教育関係ということで2名お願いしております。家庭教育に資する活動を行う者としてお一人お願いしております。学識経験者ということでお二人お願いしております。

まず、社会教育につきましては、都城市自治公民館連絡協議会会長の柿木原康雄様です。次に、都城市こども会育成連絡協議会会長の川畑俊美様です。次に、都城市壮年団体連絡協議会副会長の岩田健次様です。都城市PTA連絡協議会副会長の川野希様です。都城市高齢者クラブ連合会会長の馬籠英男様です。都城市人権擁護委員協議会会長の江田茂典様です。市民大学運営委員副委員長の山之内小夜子様です。都城市生活学校連絡会会長の楠元ミヨ子様です。沖水地区青少年育成協議会会長の鳥井元一行様です。ここまでの社会教育となります。

続いて、学校教育としまして、都城支会中学校長会、有水中学校校長柳田哲男様です。同じく都城支会小学校長会、祝吉小学校校長塚本奈津子様です。家庭教育の向上に資する分野としまして、家庭教育サポートプログラムチーフトレーナーの宮田若奈様です。

続いて、学識経験者としまして、南九州大学人間発達学部講師の田中直美様です。続いて、都城工業高等専門学校教授、地域連携テクノセンター知的財産部門長の御園勝秀様です。以上になります。

なお、任期につきましては、令和2年7月1日から令和4年6月30日までになります。

以上で、すべての説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。3つの報告と1つの議案が提出されていますが、これについて質問等ありましたらよろしく願いします。

◎教育長

ございませんでしょうか。

それでは、報告第43号、44号、45号及び議案第15号を承認いたします。よろしくお願いいたします。

●生涯学習課長

どうもありがとうございました。

【報告第40号、報告第41号、報告第42号】

◎教育長

それでは、報告第40号、第41号及び第42号を学校教育課長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

●学校教育課長

よろしくお願いいたします。それでは、学校教育課報告事項につきましてご説明いたします。

まず、報告第40号 臨時代理した事務の報告と承認について。都城市小中学校共同学校事務室長及び副室長の指名について。共同学校事務室は、共同して複数校の事務、業務を効率的、かつ効果的に実施することによって、事務機能の強化を図り、各学校の管理運営を支援しながら、自主・自立的な学校運営を推進するために、必要な取り組みを行うことを目的としております。令和2年度の共同学校事務室長及び副室長については、都城市教育委員会で指名することとなっておりますが、県費負担教職員を指名する場合は、県教育委員会の同意を得ることとされております。県教育委員会より別紙2のとおり、同意の通知を受けましたので、ご報告するものです。

なお、昨年度からの室長の変更につきましては、祝吉小学校の西山順子事務主査が河野竜一郎事務主査の後任として、田野小学校から転入され、新たに室長となっておりますが、他の地区においての変更はございません。

続きまして、報告第41号 臨時代理した事務の報告と承認について。令和2年度都城市少年補導員の委嘱について。令和2年度都城市少年補導員の委嘱について報告します。本年度委嘱した都城市少年補導員は167名で、委嘱期間は令和2年6月1日から令和3年5月31日までです。この少年補導員は、市内の小・中学校並びに高等学校の教職員及び保護者の代表、加えて各地区のボランティアにより構成されています。なお、経験年数20年を超えたボランティア委員については表彰を行っており、令和元年度は3名の方が受賞されました。

続きまして、報告第42号 臨時代理した事務の報告と承認について。令和2年度学校運営協議会委員の委嘱及び任命について、ご報告いたします。

今年度の学校運営協議会委員の委嘱及び任命については、別紙のとおりです。なお、委員の委嘱等につきましては、学校に選任を依頼することから、その回答日に応じて、委嘱日について開きがございます。また、各学校の委員数は4名から8名で構成されております。令和元年度の委員数は386名、令和2年度の委員数は390名で、4名の増加であります。

以上で、学校教育課の報告の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。3つの報告がございましたけれども、質問等あればよろしくお願いいたします。

それでは、報告第40号、第41号及び第42号を承認いたします。どうかよろしくお願いいたします。

●学校教育課長

ありがとうございました。

【報告第38号、報告第39号、報告第46号】

◎教育長

それでは、報告第38号、第39号及び第46号を教育総務課長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

●教育総務課長

教育総務課でございます。初めに、報告第38号 専決処分した事務、都城市教育委員会名義後援共催についてご説明いたします。

次のページをお開きください。

名義後援、共催につきましては、令和2年5月18日から6月12日までに承認したものでございます。上段が名義後援で3件を承認しております。今回承認いたしました3件につきましては、すべてこれまでに承認したことがある事業、団体でございます。No.6の第1回総合美術展につきましては、これまで名義後援しておりました宮日総合美術展と宮崎美術展が一つになって初めて開催される美術展でございます。No.7、No.8につきましては、表彰式が予定されております。No.7の令和2年度明るい選挙啓発四コマ漫画作品募集は来年3月に、No.8の第16回しきなみ短歌コンクールは、来年の2月21日にそれぞれ開催予定となっております。

下段が共催で7件を承認しております。内訳につきましては、7件すべてが学校教育課分となっております。No.14の令和2年度第1回都城市会小学校長会研修会につきましては、新型コロナウイルス感染症予防のため実施場所を3カ所に分散しての実施となっております。なお、人が参集する行事につきましては、開催時は定期的な換気及びマスクの着用等、新型コロナウイルス感染症予防の対策の徹底をしていただくようお願いしております。

以上で、報告第38号の説明を終わります。

続きまして、本日お渡ししております資料 報告第39号 総合教育会議の協議についてをご覧ください。7月22日、水曜日に開催予定の第1回総合教育会議につきましては、これまで数回にわたり委員の皆様方からご意見をいただいております第二期都城市教育大綱の策定と地域の人づくりとつながり醸成、新型コロナウイルス感染症対策と新たな教育環境の構築の3つのテーマにつきまして、協議をお願いすることとなりました。詳細につきましては、後ほど、その他の中で担当からご説明いたします。

以上で、報告第39号の説明を終わります。

続きまして、報告第46号 学校施設等長寿命化計画案の設定について、ご説明いたします。

次のページをご覧ください。資料中程の図、インフラ長寿命化基本計画の体系をご覧ください。国は、高度成長期以降に、集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを重要な課題と捉えまして、すべてのインフラを対象として、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理、更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るため、平成25年11月29日に、インフラ長寿命化基本計画を策定いたしました。あわせて、地方自治体におきましても、インフラ長寿命化計画を策定することを要請されておりましたので、本市におきましては、インフラ長寿命化計画として、都城市公共施設等総合管理計画を平成29年3月に策定しております。その中ほどのオレンジ色の部分に相当する計画でございます。

また、本年度、市では個別施設計画を策定中ですが、小・中学校の学校施設につきましても、主に昭和40年代後半から50年代に建設され、建設後30年以上を経過している建物が多く、全体の約6割を占めている状況ですので、今後、11月までに策定委員会で協議を3回行い、都城市学校施設等長寿命化計画案を策定しまして、11月の定例教育委員会でご審議をお願いする予定としております。

以上で、報告第46号の説明を終わります。

以上で、教育総務課の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎教育長

ありがとうございました。報告第38号、第39号及び第46号につきまして、ご質問等あればよろしくお願ひいたします。

よろしかったでしょうか。

それでは、報告第38号、第39号及び第46号を承認いたします。ありがとうございました。

●教育総務課長

ありがとうございました。

◎教育長

ここで1時間が経過いたしましたので、休憩をとりたいと思います。45分までを休憩といたします。

11 その他

◎教育長

それでは、休憩前に続き、その他のところに入っております。各課からの連絡事項ということでございますが、学校教育課、共催申請手続の変更についてというお話でございます。

それでは、共催申請手続の変更について、ご説明をお願いいたします。

●学校教育課長

共催申請手続の変更について、説明いたします。

これまで、各協議会のすべての会議等の実施ごとに都城市・三股町教育長連絡協議会宛での共催申請を各学校の先生方がその度にお願ひしておりました。今回、事務量の軽減を図るために、今年度から共催申請手続を変更し、都城総合文化ホールや都城ウエルネス交流プラザ等の市教育委員会の共催がなければ施設使用料の減免が受けられない会場を使用する行事や会議のときのみ、共催申請をしていただくということとします。公民館施設や三股町の施設を使用する行事や会議等の場合は、使用料の減免に共催の分は影響いたしませんので、共催申請は不要となります。ただし、実施会場に関らず、各協議会が会議等を計画する場合は、これまでどおり市教委との日程調整及び南部教育事務所への名義後援申請を行っていただきます。市教委との日程調整は、スケジュール確認書という新しい様式を使用した書面協議といたします。

また、共催申請手続の変更に伴い、都城市・三股町教育長連絡協議会の名称は今後使用いたしません。共催が必要な場合は、都城市教育委員会宛てに申請をしていただきます。

共催申請手続の変更は、明日7月2日開催の校長会で、全小・中学校へ通知をもって、それ以降の共催申請から手続変更といたします。なお、共催申請手続の変更につきましては、三股町教育委員会とも調整済みであり、南部教育事務所にも名義後援の申請や教職員の出張旅費等に今回の手続変更は影響しないことを確認しております。

以上でございます。

◎教育長

ありがとうございました。

共催の申請手続を抜本的に変えるということでございます。ですので、教育長連絡協議会というの、この申請だけに使っていた名称なので、この名称も閉じるということです。

ご質問等ありましたら、よろしくお願ひします。

市としては、スケジュールさえ分かれば問題はないということ、そういう見解ですね。

●学校教育課長

はい。

○赤松委員

スケジュール確認をひと通りすれば、この共催を受けられるということですか。

●学校教育課長

ただ、会場が総合文化ホール及びウエルネス交流プラザのときは市に一回通していただかないと、減免にならないときだけはそうしていただく。

○赤松委員

それ以外についてはもう事務的には大丈夫なのですか。

●学校教育課長

確認をとるだけで良いです。共催がなくても減免申請できるということでした。

○赤松委員

事務的にかなり楽になるのですね。

◎教育長

行事が1日の中にかたまってしまって、先生が大勢抜けてしまい学校が成り立たないというのはチェックできるのですか。

●学校教育課長

学校教育課で行事の確認をしますので、そこで今、おっしゃるようなことがあれば、第二希望、第三希望に回っていただくことになります。

◎教育長

だから、希望が書いてあるのですね。

●学校教育課長

結構、学校のほうで調整したりしますので。

◎教育長

年間申請はOKですか。

●学校教育課長

年間申請は、最初の段階で出していただく分はあります。

◎教育長

では、そこが先に取ってしまうので、後、入ってくるときに、後のほうがずれるということですね。

●学校教育課長

今回この形にしたことで、不都合が出てくる場合があるかもしれませんが、その際は工夫してまいりたいと思っています。とりあえず、毎回、共催申請願いを出していらっしやいましたので、それが無くなるだけでもかなり事務は軽減されると思います。

○岡村委員

例えば、出張依頼文書のように、校長先生のお名前だったり、最初に出したりするところがあると思いますので、また共催が都城市教育委員会という形で出す場合があるのですけれども、スケジュール確認書さえ受け付けてもらえば、出してもいいということですか。

●学校教育課長

出してもいいということです。

○岡村委員

共催願いを出さなくても。

ただ、南部教育事務所のほうには申請は出すのですか。

●学校教育課長

そこは計画がありますので、南部教育事務所のほうには連絡してもらおうということになります。

◎教育長

ありがとうございました。

以上で、その点につきましては、終了いたします。

続きまして、先ほどの報告第39号につきまして、教育総務課をお願いします。

●教育総務課椎屋主幹

それでは、本日お配りしました報告第39号の内容について、ご説明差し上げたいと思います。

まず、資料の配布が当日となってしまったことをお詫びいたします。

総合教育会議のテーマにつきましては、先ほど課長が申し上げた3つとなっておりますけれども、今日は、私のほうからご説明を簡単に差し上げまして、その後、ご質問等、不明な点等ありましたら、担当課長が同席しておりますので、ご質問いただきたいと思います。今後のスケジュールを先に申し上げますと、この会議の終了後、各委員の皆様からのご意見をいただくための記入様式をメールでお送りさせていただきたいと思っております。そのご意見を集約した後に、7月22日、総合教育会議の当日に使用します発言要旨と毎回言っておりますけれども、会議の流れ、シナリオ的なものを作成しまして、7月中旬をめどに、委員の皆様にお返ししたいと思っております。よろしくお願いたします。

それではまず、1番目のテーマの第二期都城市教育大綱策定なのですが、こちらにつきましては、主幹課であります総合政策課の担当者のほうに、説明をいただこうと計画しておりますので、最後のほうに順番を回しまして、後ほど説明いたします。

2番目の地域の人づくりとつながり醸成について説明します。

資料のほうは黄色い横長の資料になっておりますが、右下のほうにページ番号が入っておりますので、こちらをご確認いただきながら、お進みください。

早速、2ページをご覧ください。これは生涯学習課提案のテーマとなっておりますが、地域の現状と問題点ということで、朱書きの部分です、相互のつながりが希薄化、リーダー的存在の減少等々、問題点が書かれているところでございます。その下に青い表が入っておりますが、こちらは参考資料ということで、各種団体等の会員数などが書いてありますけれども、どの団体も減少傾向にあることがわかります。

3ページをご覧ください。今回の取り組みの方向性といたしましては、括弧の数字が1、2、3とありますが、これら3つの方向性について取り組んでいきたいということで、3点上げているところでございます。

めくっていただきまして、4ページから6ページにかけては、具体的な取り組みを記載しております。4ページにつきましては、スキルアップ研修、これは教育委員会から各団体へ講師や先進事例を紹介することによりまして、団体の会員のスキルアップを図ろうとするものでございます。

5ページになります。人材整理リストというのが線で囲って書いてありますけれども、例えば、公民館長経験者、民生委員経験者などの方のうち、自分はまだまだ地域づくりに携わりたいという意欲を持った方などをリストアップしまして、そのリストを各団体と共有することで、地域のエンジンとなる機能の強化を図ろうというものでございます。

めくっていただきまして、6ページにはまた括弧書きがありますが、学校運営協議会組織の充実及び地域学校協働活動の推進という文言があります。生涯学習課から見て、地域学校協働活動が十分に行われていないと見受けられる二つの学校に対しまして、先ほど述べましたようなスキルアップ研修の実施や人材の掘り起しを働きかけることによりまして、地域学校協働活動を促進していこうというものでございます。

下の7ページをご覧ください。本市には社会教育関係団体のほかにも担当課は市長部局のコミュニティ文化課となりますが、まちづくり協議会がございまして、それぞれの団体が全く違う方向を向いて活動を行うの

ではなく、協働すべき部分はしっかり協働していくべきということで、まちづくり協議会との連携を訴えていきたいと思っております。

めくっていただきまして8ページ、9ページには教育委員会の考えます人づくりということで、優良事例、参考事例を掲載しているところですが、8ページのほうにおかげ祭りにおける子どもの育成方法を掲載しています。9ページのほうは庄内地区まちづくり協議会の取り組み等を掲載させていただいているところです。

以上で説明は終わりますけれども、資料のほうに目を通していただきまして、ご意見を色々いただければと思っているところですが、何かご不明な点等がありましたらご質問をお願いしたいと思います。

◎教育長

2ページ目なのですが、壮年連協の会員数なのですが、平成27年から28年には270名程度、それから平成29年から平成30年が100名減っているのは、これはどうしてなのか。

●生涯学習課長

はっきりとは、数字だけ拾いまして、中身の分析をしていないところなのですが、多分、このあたりで、地区全体で市の壮年連協を脱退された地区が幾つかあったように聞いていますので、まとまって抜けられたようなところで落ちていると思うのですが、すみません、どこかというところはまた、改めて調べさせていただきますと思います。

◎教育長

ぜひ、非常に優秀というか、都城市特有の壮年連協なのですね。ほかの地区にはほぼないのです。そういうようなところがこのように減っているということは、多分、今、課長がおっしゃったように、どこかの地区がごっそり抜けたのだと思うのですね、この人数は。それではいけないだろうというような危機感をこの数字を見ると思うところです。質問等が飛んできたときには具体的に用意していただけたらと思います。

○赤松委員

今、はじめてご説明いただいたのでまだ十分理解している状況までいかないのですがお尋ねします。2ページの地域の現状と問題点で、リーダー的な存在の方が減少している事実とか、相互のつながりが希薄化している事実とか、家庭内での教育力が低下しているという状況等を把握した上で、例えば、3ページの人材リストですけど、もともと人材が少ない事実があるのですから、人材リストを作るといっても難しいのではないのでしょうか。

●生涯学習課長

我々が思っているのは、退職されて色々な分野でお仕事とか、例えば、学校の先生方で退職されたあとに、生涯学習課でやっています放課後子ども教室とか、社会福祉協議会でやっています土曜学習とかの中で、先生たちに現場でお手伝いをいただきたいという場合であっても、実際に地区内にはいらっしゃいますけれども、その方たちでなかなか本人さんもやってみたい気があるのかもしれないけれども、何かきっかけがないというところをつなぐために、どういう経験をお持ちですかということのリストを作ることによって、私たちが想定しているのは、ここにあります地域学校協働活動あたりに、色々学校からこういう方はいらっしゃらないですかという形で、そういう経験とか、資格とか、色々持っていらっしゃる方を掘り起こしをしないと、なかなか地域の希薄化で、あの人はどういうことを前は職業としてされてたのかという情報さえもないわけです。自治公民館の加入率もなかなか伸びませんし、また、そういうコミュニティの場がなくて、なかなかそういう方は地域のイベントがあってもなかなか出てこられない方も多くて、要は、お願いしたい側からとして情報を持たないものですから、そういう方たちの情報を整理することによって、色々な家庭教育の分野とかそういうところで、お願いできそうな方がまず全く情報がないというところで、お願いしたいと考えています。これは色々な場面で、学校のほうでもコーディネーターの引き受けをお願いしたい人が誰がいるのだろうかということさえもわからないところがありますので、そういう人材の掘り起こしと、

また、特定の人たちが色々な役をもって、集中する状況もありますので、その辺も分散することによって、多くの人に参加する流れができればと、常に色々な課題としては、こちらのほうに上げてはいるのですけれども、それぞれの課題の中で、地域でそういう専門の方がいらっしゃること自体、情報が無いというところで、こういう人材整理リストを作っていこうと。すぐ思いついたのが、その方がどういう業種の方で、趣味とか職業とか、抵抗なく教えていただけるのかなというところもありますので、それをきっかけにお話しをしてどうですかということで、参加してもらおうのをイメージしているところです。

○赤松委員

人材バンク等ということについては、随分昔から議論はなされてきていて、そういうデータを周囲の方々にご存知なのと思うのですが。

●生涯学習課長

人材バンクとか、色々言葉だけは先行していますけれども、各地区で実際、地域内に、引っ越しをしてきたり、新しい人が転入して来たりしますけれども、その中でそういう人たちと接する機会がなくて、人材バンクと言われてはいますが、実際、どこかの地区に人材バンクがあるのかというと、なかなかなくて、今ここに例が挙がっております庄内のまちづくり協議会あたりは、かなりそこは一生懸命やっています方で、そこをもとにして学校から要望があれば、この分野だったら行ってもらえないでしょうかということを持っていかれるとは聞いております。なかなか庄内レベルまではどの地区もまずそういう事務をやってくれる方が見つからないといえますか、そこ辺にいくわけです。役員さんも任期2年で変わっていきますし、変わってもそういうリストが残っていけば、リストに登録されている方が、どこどこにはこういう人もいますよということで紹介したり、広がっていくことをイメージはしているところです。

おっしゃるように、人材バンクは昔から言われていますけれども。

○赤松委員

リーダーシップをとられる方が活発にやっておられるということ。ほかのところではそういう取り組みまでは行われていないという事なのでしょうか。

●生涯学習課長

そこまでは、リストとしてその中から今回はどなたをお願いして、次回どなたとか、そこまでは成熟していないと思うのです。

○中原委員

まず、現状と問題のそもそもになってしまうのですけれども、それが無いと何か困るかなと思うのです。すごくドライな見方をしますと、これを総合教育会議で話をしてどうなのかなと思って、今ちょっと考えていたのですけれども、2ページの地域の現状と問題点の中で、丸の三番目あたりを中心に、一番目を持ってきて構築していかないと、今、コロナ禍の中で変化に対応していこうとかということになりつつある中で、それをもとに戻そうと思っても無理なわけで、相互のつながりが希薄化しているからどうするのかという話になりそうな気がするのです。リーダー的存在の減少、ではそれまでにリーダーを育成する仕組みがあったのかということも一つ出てきます。そうすると、3番目の少子化、核家族化等により、家庭内での教育力の低下、地域で子どもを育てる意識が薄くなっているから、相互のつながりが希薄化ではいけないよねとか、だから、リーダー的存在の人たちを中心にまちづくりしていきましょうと、順番を変えるだけで、イメージがかなり変わるように感じています。そうすると、取り組みの方向性などを、まず、まちづくり協議会でやったりとか、それが第一義にきているからこの順番になっているのではないかと。本当の問題点の核は何だろうって押さえたときに、この順番を変えるだけでぐっと身近な課題・話題に聞こえてくると思うのです。

4番の取り組みや方向性などでも、3番を1番に変えて、そうしたときに、1番の組織団体にしていこう

として、そのために人材ネットワークの構築、プライオリティーをちょっと見直すことで随分、協議内容が変わってくるかなと思いました。

そこで、掘り起こしや整理も非常に重要なのですが、今申し上げたように、育成することがいいのではないかなと思っております。庄内地区のことが話題に上がっておりますが、ここももう限界がきていると見ています。いわゆる、育成をしていないので、次世代がいない、写真にも写っていますけれども、組織自体は充実しているように見えるのだけれども、じゃあ次のリーダーは誰かという思い浮かばないと。育成ということに統括していくのも一つの手かなと思いました。

それと、具体的取り組みに子どもの地域活動の参加促進及び地域で子育てをする、環境づくりを推進していくために、では何が必要なかという、まちづくり協議会だったり、人材の育成だったり、リーダー的存在を見つけて、人を探していく。やはり順番が最初の入り口の順番を変えるだけでも、インパクトとか、変わる気がいたします。

以前にもやったパネルディスカッション等でも、まちづくり協議会の考え方を公民館単位ではなくて、学校単位で考えた方がいいのではないかということをご昔、提案させていただきました。つまり、地域全体で子どもを育てていくという転換、壮年部の取り組みとして、今、人材が減ってきております。加入率も減っているというようなことで、新興住宅地区などでは新しくまちから越して来られた方々も多くいらっしゃると思います。けれども、なかなかそういう機会に恵まれないと、もう公民館なんか加入しなくてもいいという発想になる。けれども、子どもを通して、PTA だったり、学校を通すと、そのコンタクトは非常に近くなると思うのです。そういうところも、学校を核にしてみてもはどうですかというのを提案させていただきました。

とりわけ、五十市地区なども、まだまだ増えているのです。ところが、先週ですか、学校支援訪問で訪問させていただいたときに、学校運営協議会がボランティアか、学校教育の図書館サポーターとか、ああいう方々の人材がなかなか見つからないと、現状と課題の中に持っています。絶対、いると思うのです。五十市地区には、昔ながらの人と新しい人が混ぜこぜになっているから、特に、学校の先生方は転勤もあるので、昔からのことはそんなに存じ上げないと思うのです。だから、かえって学校をあてにしていけないし、そうすると人材は必ずいると思うのです。そのところをどう目をつけていくとか、そういうところを課題にして、人材育成の方法をどうすべきか、そのためにはどういう人材の育成の仕方かという、子どもを地域で育てるとか、まちで育てていくという観点で、プランとか、協議内容を構築していけばいいのかなと思ったところです。

○赤松委員

お尋ねしますが、カレッジピア会員数というのは、どういう方々なのですか。

●生涯学習課長

カレッジピアは、都城市内に、確か年齢制限が35歳までの独身の方を対象に、活動内容としては、スポーツ関係のミニバレーとか、バスケットとか、バドミントンとか、学習関係では、英会話とかそういう学ぶ教室を募集して、さらにメンバーで全体の交流事業をやったり、社会貢献でごみ拾いをやったりとか、詳しくはないのですが、都城市内に在住か勤務している若者を対象にした青年団ではありませんけれども、そういう若い人で60人ぐらいの会員がいるのですが、そういう方たちの交流の場を構築しているような事業なのです。

○赤松委員

例えば、市壮年連協会員数、市子連会員数、自治公民館加入世帯数などの、ほかのデータに比べると数が非常に少ないと思います。ここに取り上げるだけの重要なデータなのですか。

●生涯学習課長

一つが成年層の指標が特にないものですから、何か団体として、昔みたいに各地区に青年団があるとか、そういう状況ではありませんので、成年層の何かそういう団体をという形になりますと、NPOを立ち上げて若い人もやっていらっしゃるのが、神柱ピクニックとか、ああいう事業を立ち上げてやられる方はいらっしゃるのですけれども、こういう社会教育関係での団体としては指標がないというところで、唯一あるカレッジピアの会員数を上げているところです。

○赤松委員

成年のグループとして取り組んでいらっしゃる方が平成27年に120名だったのが令和元年には58名。4年間で半分になっておられる。あえてここは成年層のデータとして上げているということですね。

●生涯学習課長

上げた理由としましては、

○中原委員

このカレッジピアというのは、消防団の数とかはどうなのですか。こちらも減少傾向にあると思うのです。こちらも団員の減少が課題となりますけれども、日本では一番、最大のボランティア団体ということです。

◎教育長

青年団とかはないのですか。

●生涯学習課長

今はないですね。

◎教育長

そうなんですね。

●生涯学習課長

PTAを卒業した人が、次いくとすると壮年とかになるので、沖水あたりは、壮年といいながら若い人も随時入れての壮成年、中身は成年も入っている形でやっていますけれども、昔みたいな青年団という組織はないですね。

●教育総務課椎屋主幹

実はこの会議の中では、社会教育というところの視点とまちづくり協議会というところ2つだけを出しているのですけれども、今、おっしゃってくださいました消防団だったり、この前の大雨で避難所開設されたところに、高齢者を移動させるときにも、おそらく公民館長さんとかが出て来て、車に乗せて運ぶとか、そういった、そこでの人材の確保は大事なのだなという議論になっていくのだろうと。こればかりではないということなのです。

○中原委員

まちづくり系は基本、防災の問題も頭に含んでいます。

◎教育長

そこ辺を考えていないといけないですね。

ほかにございませんか。

○岡村委員

ご説明を伺いながら、一番に思ったのが、具体的な取り組みの2番、赤松委員と同じなのですが、人材整理リストの作成というのが、色々な面に対策として出てくるころなのですが、今まで作られてきて、それが有効活動をされているかというところなのだと思います。作りました、学校に図りましたとか、公民館に図りましたとかが多くて、学校ではなかなか使いにくいものなのです。地域の人材についても、各学校では学校運営協議会等で掘り起こしはしていると思います。ですから、そこを繋ぐコーディネーターがいれば、とてもありがたいと思うのです。各公民館の集いにしても、こういう講師がいらないかなとい

うところで、コーディネーターの方が知っている、この人に相談してみようとか、学校以外でも役立てることができるのではないかなと思って、リストも大事なのですが、リストを活用するコーディネーターを何とか育成していただきたいと思うことと、実際にまち協の中で、そういう役割をしてくださっている方がいらっちゃって、例えば、クラブで囲碁を教えたいという方を、地区内でなくてほかの地区の方から、囲碁の講師の先生を連れてきていただいてクラブをすることもありましたので、まち協の中にもそういう人材は沢山いらっちゃると思いますので、人材育成をお願いしたいなと思います。多く言えば、それぞれの方向性に対して、具体的取り組みというのが直接つながっているのかなというところもありますので、少し、今までのものとは違う新しいアイデア等があればいいなと思っています。

◎教育長

よろしかったですか。

○濱田委員

先ほど中原委員が少子化、核家族等、子ども教育を中心に組み直したらいかかと言われましたが、教育委員会としてはおそらくその方がやりやすい、イメージしやすいと思います。言われたように、高齢化の問題があったり、市としての予算の問題があったりします。もっと大きな、広い、一般行政的な課題が生涯学習課の中に入り混んでいるので、こういう形にどうしてもなってしまうのかなと思います。教育委員会としては、おそらく子ども教育を全面に出したほうがイメージもしやすいし、取り組みやすいという気がするのですが、市長部局との相互理解と調整が必要になるという気がします。

人材ネットワークのリスト化は、確かに言われたように、作ったけど活用できないというのがあるらしいです。それはやはりコーディネーターが必要だということです。利用目的を絞ってリストを作れば利用が進むのではないかと思います。作るだけではなく、実際に人をつなげていくコーディネーターと、どんなところにどんな人がいてほしいという情報を整理した上でリスト化していった方が、利用されやすいのではないかなと思います。

◎教育長

それでは、続いてのテーマにいきます。

大変お待たせをいたしました。

●教育総務課椎屋主幹

それでは引き続き、3番目のテーマでした新型コロナウイルス感染症対策と新たな教育環境の構築ということで、A4横のバラ刷りの資料のほうを見ていただきながら、私から説明をさせていただきます。

まず1ページには、国や本市におけます新型コロナウイルス関連の経緯が記載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

次に2ページには新型コロナウイルス感染症対策として、本市教育委員会が小・中学校版感染症予防ガイドラインを作成し、状況の変化に応じて、随時更新していったことを記載しております。

めくっていただきまして、3ページから6ページにかけては、小・中学校へのマスク、消毒液等の配布、自宅学習支援のための動画配信を行ったこと、5ページには、分散登校を行ったこと、6ページには、これは教育委員会ではなくて、ふるさと納税を担当しますふるさと産業推進局のほうを中心に行った事業ですけれども、帰省できない地元出身の学生を応援するプロジェクトということで、市内の特産品を学生さんに送ったという事業を紹介しているところでございます。

めくっていただいて、7ページをご覧ください。ここに学校の臨時休業期間中に①から③のような問題点、課題等が見えてきたということが記載されております。1番目は感染症予防という観点で、マスクや消毒液が不足したこと、2番目に学びの保障という観点では、学習機会の減少があったということ等が書いてあります。3つ目の児童生徒のケア、体力の低下も見られるということは、これまで何度か定例教育委員会でも

教育長の報告にありましたけれども、ストレスをどう解消していくかという課題が見えてきたということでございます。

8ページ、こちらには、ただいま申し上げました課題への対応が記載されています。マスクや消毒液の計画的な備蓄が必要であること、学校医や学校薬剤師等との連携の必要性が見えてきたということが書いてあります。

めくっていただきまして9ページになりますが、まず、今年度の夏休みを7日間短縮することを改めて書いております。②学習環境の整備、これは右の挿絵があつて、はっきりとは書いておりませんが、今後、本市でもICT環境、児童生徒一人一台パソコンの時代が来るのですけれども、そういう環境を整備していく中で、例えば、学校の臨時休業期間においても、自宅に居ながら、学校と双方向のオンライン授業を受けられる学びが保障されるということも、今すぐではないかもしれないけれども、今後検討をしていく必要があるのではないかと考えております。

下の10ページにつきましては、ICT環境の整備に関連しまして、他の自治体の先進的な取り組みの紹介をさせていただいております。

めくっていただきまして、11ページ、臨時休業期間中の先生が家庭訪問をしなくても、パソコンやタブレット等の画面を通して、児童・生徒の健康を観察することが容易にできるということが記載してあります。また、学校再開後には、注意深く子どもたちを観察して、必要に応じてケアを行うことが大事だということを示しております。

その下の12ページは、他市の参考事例ということで、市が行った取り組みが書いてあります。

足早で申し訳ないのですけれども、最後の13ページを見ていただきますと、まとめということで、読み上げてみますが、今回の新型コロナウイルスの環境下に限らず、児童生徒が安心して学習に取り組める環境を整えることが重要である。そのために、課題や対応を行うことで、新型コロナウイルス感染症の状況を逆手にとり、学校等での感染症への意識づけを図るとともに、学習環境の整備を促進し、ソフトとハードの一体的な整備を図り、感染症に強い教育環境を作り出す機会とするということで、まとめているところです。なお、このテーマにつきましては、教育委員の皆様からここに書いてあること以外でもこれからまた第二波、第三波が予測される中、新型コロナウイルス感染症対策には今後こういったものが必要だというご意見等がございましたら、積極的に出していただければと思っているところでございます。よろしく申し上げます。

◎教育長

それでは、資料に対してのご質問等ありましたら。

○岡村委員

ご説明ありがとうございます。

3ページ目なのですが、感染防止用の備品等購入というので、一番目が市に申請して、購入するのですか。

●学校教育課長

これは総合政策課が作成した資料なのですが、保育所等が空気清浄器を購入した場合、施設事業所、保育所等からの申請を市にするのが一番上に書いてあるものです。

○岡村委員

次の2番目は購入で、そして。

●学校教育課長

購入は保育園などが行い、それに対して、補助をするということです。

この流れについては、あくまでも参考になります。学校ですとまた別の購入の方法があります。

◎教育長

これは見にくいので、注釈がないので。

●学校教育課長

分かりづらいですね。学校ではまた別のルールがありますので。

○濱田委員

お伺いしたいのですが、例えば、4ページでYouTubeを活用した授業の案がありますけれども、当然、普通、板書でやる授業とYouTubeを使う授業とは、授業の仕方そのもの、あるいは教材、副教材が変わってくると思うのです。オンライン授業の仕方とか、板書とは全く違う授業の技術が必要になってくると思うのですが、それはこれからということでしょうか。

●学校教育課長

今回、この応援プロジェクトは、3月に長い休校を子どもたちが経験して、やっと4月になって学校が再開された。しかし、また休校になったということで、非常に子どもたちの意欲がそがれるようなタイミングでしたので、とにかく子どもたちを応援しようということで、子どもたちの興味、関心がある題材を選んで、授業力ある指導教諭の先生方をお願いして、授業動画を配信しました。それを見ながら、こういうふうな学びの取り組みもあるよね、そういう視点もあるよねということで実施しました。まさにおっしゃるとおり、オンライン授業となった場合は全く違う。全くとは言いませんけれども、違う部分があると思いますし、実際にオンライン授業をすることになったときには、各学校の先生方に研修が必要になると思います。

○濱田委員

この先どうなるかわからないので、継続的にしなければならないものは状況がもし来たときは、またそこでオンライン授業の仕方の研修みたいなもの考えるということですか。

●学校教育課長

まさに研究中です。例えば、私が授業をすることになった場合、まずは、普段、自分が子どもたちの前で教室でやっている授業と同じような感覚でよいと思います。しかし、オンラインでは都合が悪い。例えばこの絵を見せたい時とかどうすればよいのか、そういう部分が、おっしゃるように、具体的な研修が必要になるかなと思います。例えば、ZOOMを使って、オンライン授業を実施する際、スムーズに子どもをグルーピングさせて、対話を促すとか、大学はそういう授業をしているという話ですので、そういう研修も必要だろうなとは考えております。

○赤松委員

このテーマで私たちが論議することがはっきりわかりませんので少し教えてくださいませんか。新型コロナウイルス感染症対策で、WITH コロナということを念頭に置いた場合、現在都城市が対策を取っておられる事に対してどのような、どの角度から論議していくことになるのでしょうか。

◎教育長

例えば、本市でやったことについて、深掘りすると、本当にこれでよかったのというような意見も出していいのか。それとも、今、この問題点、課題等とわざわざ出しているから、多分、赤松先生は、このことについて話を出せばいいのか、争点がうまく絞れないみたいなのがあるのです。ですので、そこ辺も含めた上で、ただ単にこれまでのことも容認するとか、そういうところではないかもしれませんが、例えば、オンライン授業だって、45分、50分やったときの疲れは相当すごいものだったと聞いています。無理なんですよ、画面をずっと見続けたいいけないのは、よくZOOMをやっている人たちが、15分でへとへとというのはわかります。それを子どもたちにさせるのか。そうでなくて、別なやり方があるのではないかとというような話題になってくるのか。それとも感染予防については、もっと頑張ってくれとか、そういうふうな話題があるのではないかと。そこも突っ込みどころをここでも持ってくればいいのかと私も思いました。

○赤松委員

例えば、NHKの教育テレビです現在はEテレとかいっていますが、私が学校現場にいた時分は、各学年の一本分の教育テレビの放送時間が20分でした。現在は15分になっているのでしょうか。これは小学校という子どもの体や心の面の発達段階を考えた時に、一方的に視聴するという活動を続ける場合の子どもたちの「継続する集中力」が根拠になって居るのです。それ以上の時間になると、一方的に視聴するという活動を行う場合子どもの集中力が継続しないことが大きな理由だったと記憶しています。特に低学年の子どもになると長時間の視聴は続かないのです。そういうことを考慮したときに現代のコンピュータを用いたオンライン授業。ディスプレイ上で行う45分間のオンライン授業といっても、現実的にはなかなか難しいのではないのでしょうか。また、先生方も子どもたちの理解度を把握することが対面式の授業に比べてむずかしいのではないのでしょうか。

○中原委員

ありがとうございます。

赤松先生と同じような意見なのですけれども、現状分析がまず第一義かなと思っています。いろいろな方法でパーツパーツ、単語単語で今回の言葉、備蓄だったりとか、マスクだったりとか、色々なものを集めていって、パーツのコロナについてどうだったかなという分析を集めていって、それをまとめていって、このくりにしましょう、このくりにしましょう、どれが問題だったかということを経験してきて見えてきたものをまとめるといいのかなと思います。そうすると、プライオリティも見えてくるのかなと思います。

濱田先生がおっしゃったように、本当に今後大切なのは、with コロナとアフターだと思っていますので、コロナとどう今後過ごしていくのか、そして、もし終息したとき、じゃあその後どう学校をやっていくのか、この2つが大きな柱ではないかなと思っています。

with コロナの場合にはどうしたらいいのか、備蓄をちゃんと整えるのは大切だよね。大切なのは、体温計、高感センサーですね。あれを置いておくといいのかなというのは思いました。意外と朝、子どもの体温を図って登校させます。が途中で上がる子どももありますので、変な言い方をすると、朝は慌ただしくて、子どもの体温を図らない家庭もあると思います。実は保育園でもありますので、そうしたときに、学校でそういうものでチェックをする。これも安全のためお金がかかるかもしれませんが。今、安価なものも出ているようで、宣伝、チラシ等でも出ていますので、そういうものを検討されてみたらどうかと思います。

これは偉そうなことを言うと、総理大臣が学校を休校にしたときに、子どもを大切に守りたいということをおっしゃって、学校が一斉に全国休校とおっしゃった。けれども、同じ子どもなのだけれども、保育園は開けなさいと。相反することをされました。おそらく、学校をそこで上げられたのは、多分、クラスターということだったと思いますが、保育所の場合には、未満児がおります。0、1、2歳という子どもたち。完全なる濃厚接触になります。抱っこしたりとか、おんぶしたりとかしますので、そこが見えていないというのは非常に問題かなと思っておりました。

分散登校も期間中に何回かですよね、毎日ということでもありませんでしたし、そういうところも分析されたほうがいいのではないかなと。やったことで過ぎたことだから、はい、良かったではなくて、振り返りという感じで、そういうものも上げていく。今第二波、第三波になったときには、こういう準備をしていて、例えば、1、3、5年生をこの時間にとか、2、4、6年生をこの時間にすると、全くの休校でなくても良かったのではなからうかと思えます。何か未来を語れるような題材というものも置いておくと議論がしやすいのかなと思っています。

ほかのところの事例等々もあるのですけれども、余り参考にならないかなと思って、まとめの絵も、流行りのソーシャル・ディスタンスから考えるとちょっとかなり濃厚接触だと。

◎教育長

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

それでは、そういうことも加味しながら、論点をまとめていって、これから会議があると思いますので、お願いしたいと思います。

●学校教育課長

わかりました。資料についても今、いただいた意見をもとに大筋は変えないまでも、若干の修正はあり得るということをご了承いただければと思います。

◎教育長

人づくりのところの順番を変えるとか、そういうことをやってください。

続いて、大綱についてお願いします。

●教育総務課椎屋主幹

最後に、教育大綱の現在の案につきまして、総合政策課の担当が今来ておりますので、説明を差し上げたいと思います。

●総合政策課浜田主査

総合政策課の浜田です。本年度の教育大綱、総合教育会議の担当ですのでよろしくお願いします。

それでは早速ですが、資料のほうを2つお配りしてあります。A3サイズの教育大綱の素案です。今回、ご意見等をいただきまして、その意見を反映させたものと、教育委員会の各課と総合政策課ともう一度見直しを行いまして、文言等の修正を行っております。今回は、委員の皆さんから意見を色々いただいたところなのですが、反映をしていないところについて、ご説明をさせていただきたいと思います。

こちらの素案のほうの本論第2章の施策の方向性をご確認いただいでよろしいでしょうか。

施策方向性1については、基本的にいただいたご意見のほうを反映させているところです。

施策の方向性2につきましては、まず、最初のところの科学技術の劇的な進歩などの、以前、令和元年度第2回総合教育会議の際に、ご意見としていただいたところを反映させたものだったのでありますが、こちらにも多様で変化の激しい社会の中という文言に含まれているので、特段、必要はないのかなというご意見をいただいたところでした。そこにつきまして、後ろのほうの施策の方向性9のほうで、これには反映させていないので載っていないのですが、科学や技術が劇的な進歩を遂げる中、市民の誰もが科学や新しい技術に親しめるようを文頭につけて、親しめるよう大学や高等専門学校等の高等教育機関との連携をより推し進め、にしてはどうかというところで、ご意見をいただいたところだったのでありますが、こちらは検討したのですが、今言われたとおりの文をつけると、どうしても、科学技術の教育機関との連携、科学技術のための連携になってしまうと。今回ここで施策の報告性9では、広い分野での連携を想定しています。例えば、南九大の環境園芸だったり、人間発達といった色々なところと連携していきたいというところ記載しておりますので、そこに、いただいご意見をつけるのはちょっと、どうしても目的が限られてしまうというところ、今回は反映していないところで、もし仮につけるとしたら、当初、検討を進めて、こちらのほうの最初のところでも、A3の一番最初に、令和元年第2回総合教育会議で出た意見のところを検討しているのですが、国であったり、県であったりの方針についても、子どもの学力の向上だったり、社会教育の育成の中での言及があるというところもあって、やはり入れるのであれば、方向性2だったりとかになってくるのかなということで、検討をしたところです。今、一応入れているのですが、こちらについては、前回の教育委員会のほうでは必要ないのではないかなということで、ご意見をいただいたところですが、総合政策課ではこちらに入れるべきなのかなという展開であります。

また、後ほどご意見をいただければと思いますので、先に進めさせていただきます。

同じ施策の方向性2の中で、いただいた意見として、豊かな心のところなのですが、豊かな心とは、道徳心や規範意識、問題意識などでは表現できない多くの要素を含んで、家族を含んでおり、人それぞれに

中心になるものは様々であるということで、この書き方だとちょっとそぐわないのではないかなという、当初の書き方では、というご意見をいただきました。国のほうの教育振興基本計画を確認しましたところ、こちらのA3の3ページで、2枚目の表のほうです。真ん中の赤松委員のところの3番目です。教育長、赤松委員、一番右側に3項で書いています教育基本振興計画にどう書いてあるか、そこで豊かな心の育成というものが書いてありまして、子どもたちの豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感、自己悠揚感、他者への思いやりとか、かなり数多くの要素が、委員のおっしゃるとおり、書いてありまして、これをすべて反映させるのはなかなか難しいという結論に至りまして、ここでは豊かな心のみの記載にさせていただいて、今回の教育振興基本計画のこの部分を一番下に、今回修正を色々かけているので、スペースがなかったので四角で囲んでいるのですけれども、これを一番下に注釈で入れさせていただけないかなと。この図では四角で囲んでいるのですけれども、これが一番下に来るような注釈の形で記載させていただけないかなと検討したところです。

よろしいですか。

続きまして、施策の方向性6のところなのですけれども、赤文字で記載しているところの、当初は修正いただいた意見は「機会を増やしたり」と、たりをこちらにつけたらどうかというお話だったのです。その文章でいきますと、「市民団体等との連携をより一層進め、市民が優れた芸術文化に触れたり、市民がみずから芸術文化を創造し、発信する機会を増やしたりすることにより」ということで、お伺いしたところです。ただ、そういった機会は両方に機会を増やすということがかかってきたほうがいいのかということ、「市民が優れた芸術文化に触れたり、市民がみずから芸術文化を創造し発信したりする機会を増やすことにより」と修正させていただきました。

続きまして、施策の方向性8 当初の学校運営協議会の充実を図りますというものなのですが、学校運営協議会については目的ではなく手段であるということをご意見いただいたと思います。そちらも確認いたしました。コミュニティスクールの推進のほうがいいのかなということになりました。中の文章においても、市内のすべての小・中学校において、コミュニティスクール（学校運営協議会）の充実を図ると修正をさせていただいております。

今回、修正した中で、結構多く上げられていたのが、漢字の「持つ」をひらがなの「もつ」に直すべきではないかということも何か所か指摘を受けていたのですけれども、それに対して私のほうも色々調べたところです。学校の教育現場等では、感情とか考え方に対してはひらがなの「もつ」が使われる。手荷物とかそういうものについては、漢字の「持つ」を使うと記載が多くありました。ただそれについての根拠というところがはっきりとしたところがなかなかなくて、自治体の教育研修センターで決めているのか、学校長会で決めているのか、学校では統一してこうしてくださいというのはあるということでした。ただそれを国が定めているというところはなく、公用文等においては、昭和56年10月1日に制定されました常用漢字表の記載がどうあるかでひらがなで書くか、漢字で書くかというのが決まっています。そこでは、持つにつきましては、漢字で「持つ」と記載があるということで、公用文においては漢字で書くところが、今回については精査させていただきました。全て大綱では漢字で統一させていただいております。

国の基本計画等も調べました。一期から三期までの計画において、60個の「もつ」がありまして、55個につきましては漢字、5個についてはひらがな。ひらがなのものを見たのですけれども、ひらがなと漢字両方で書いているものもあったり、統一した規則性がなく、漢字にするのが漏れたのかなというのが私の印象でしかないのですけれども、割合としてもかなり漢字がほぼで、今回は漢字で「持つ」ということにさせていただきたいと思っております。

主な意見の反映を今回していないところについては、以上で、ほかにつきましては、皆様のご意見をすべて検討させていただきまして、残りはすべて反映している状況になっております。

以上です。

◎教育長

ありがとうございました。

ご意見や質問等ありましたらよろしくお願ひします。

これが最終ではないのですよね。

●総合政策課浜田主査

これが最終ということではないのですけれども、できるだけ今度の総合教育会議のときに最終案ということで、お示ししたい。この後、パブリックコメントにかけていくのも時間が結構かかって段々なくなってくるので、その最終案にさせていただきたいと思ひます。

○中原委員

お伺いというか、政策の方向性4 世界に羽ばたくグローバルな人を育みます。下の文章もあれなのですけれども、市長は人材という言葉を使っている。人というのが、何かちょっと突き放した感じ、私が見ただけかもしれませんが、見出しは人材でもいいのかなと、文章では世界に羽ばたくグローバルな人や新たな形を創造する人の教育を推進し、一人称でいいと思うのですけれども、見出しは人材でいいのかなと、ちょっとわかりません。皆さんにお伺いというか。

◎教育長

もしそこを直すのであれば施策の方向性2の豊かな人を育みます、の一覧の一番最後、これも豊かな人を、下から4行目も入っているので、統一したほうがいいのではないかなと思ひますが。

●総合政策課浜田主査

そこを、前のページに揃えたところです。育み、人間力豊かな人の育成を目指しますというふうにしているので、ここは統一したほうがいいだろうという意見があったところです。

○赤松委員

今、ご説明を受けただけなのですが、いくつかの疑問があります。例えば、聞いていて感じたのは、施策の方向性6の二段落目の、「市民」が優れた芸術文化に触れたり、「市民」が自ら芸術文化を創造し発信したり云々と、二度「市民」という言葉が出てきますが、2つ目の「市民」という言葉はいららないと思ひます。

●総合政策課浜田主査

すみません。こちらを修正する際に、その意見もあったのですが、反映されていませんでした。申し訳ありません。

○濱田委員

施策の方向性5なのですが、年齢や家庭の経済状況等にも関わらずということなのですが、ちょっと提案をしたかったのですが、年齢、性別、そして、家庭の経済状況等というのはどうでしょう。性別を入れるといいのではないのでしょうか。人を年齢で分ける、性別で分けることはしない。経済状況となるのは、また、ちょっと違う範疇だと、年齢とか、性別とは。

●総合政策課浜田主査

今、即答は難しいのですが、また国の計画だとか、そういうところも確認させていただいて、反映を検討させていただきたいと思ひます。

◎教育長

まだ読み込まないといけないと思うので、意見がありましたら、椎屋さんに伝えていただければと思ひます。

●総合政策課浜田主査

22日の総合教育会議では、ちゃんとまとめたものを皆さんにもう一度お示しするという形にしたいと思

いますので。

◎教育長

今週中ぐらいにももらえれば何とかかなりですか。今日は水曜日ですから、あと2日。そちらはそちらで進めておいていただいて、こんな意見も出ましたというようなすり合わせでいいと思いますのでよろしいですか。

○濱田委員

科学技術にこだわっているところもあるのですが、教育大綱の下に教育振興基本計画があったと思いますが、そこにも科学とか技術という言葉はほとんどなかったと思います。前回の総合教育会議で Society5.0 に向けてというような話が出たのです。そういう科学技術への関心や振興といった考え方もあったほうがいいのかなと思います。歴史、文化、芸術、スポーツ、もちろん教育は大事ですけども、そこまでなのですね。

●総合政策課浜田主査

今、現在のところは、施策の方向性2の文頭を、総合政策課としては残して例示する形でいければなど、また、そこについても、前回は中に含まれているということであったと、多様な変化の社会の中に含まれているのでということであったのですけれども、総合政策課の検討をした結果としては、そこをあえて例示して重要だということを示してもいいのではないかなというところになっているところ。計画等にもものってくるとはあるかと思うのですけれども、現段階の案としては今のところ施策の方向性2では残しているものです。

これについては、皆様からご意見があれば、また、いただいたものを検討して、修正をさせていただきたいと思っております。お願いします。

○赤松委員

時間配分についてはその後どのように考えておられるのですか。1時間半の中で、事務局の提案する部分と説明する部分があると思うのですが、1についてはどれだけ時間をかけて、どういうことを議論するのか。またこんな形で推薦されたものが市長の前で提案され、その上でやはりこれはこう考えたほうがいいですよとか審議する形で進められるのでしょうか。

●総合政策課浜田主査

大綱については、できればそれまでに皆様から意見をいただいて、それをまとめた形でこのような形でします。後は、今後もこういう形で来年度公表するまでの流れ、説明といったところ等をさせていただければと思っております。

◎教育長

では、中身の議論というのは、もう、今度の微調整でおしまいと。

●総合政策課浜田主査

基本的にはそうなります。

◎教育長

議事録は残らないけれども、大丈夫ですか。

●総合政策課浜田主査

中身についてですか。

◎教育長

大綱を定めるというのが、総合教育会議の第一義に置くものでしょう。それが何の議論もなく、これよろしいですかという議事録でいいのかと思います。その辺も検討してください。

○赤松委員

どんな形のもので、当日提案されるのでしょうか。本日のような見え消しの書類が提案されるのでしょうか。

そこが分からないと、こちらも何と言ったらいのか分かりませんので具体的に説明して下さい。

●総合政策課浜田主査

今回はこの形で出させていただいているかなと認識しています。

○赤松委員

今回はというのは、いつ、どの会議の事なのですか。

●総合政策課浜田主査

前の会議では、もしこれがまとまっているのであれば、そのままの形で出してもいいのかなと思うのですが、先ほど言われましたとおり、そこまで議論するようなところがあれば、変わった箇所というのはまず分からないといけないと思いますので、そこについてはまた、今日よりわかる形にはしたいなと思っております。今、どういうふうに進めていくのがいいか、私のイメージしたものははっきり申し上げられないのですけれども。

◎教育長

やるとすれば、これまでこういう議論をしてきましたよねという確認をして、今度出来上がってくるのをこれですと、この内容でよろしいですかと言ったら、その議事録に残るので、それはそれで出来るとは思っています。思うのだけれども、それがどこまでの完成度かと。つまり、コンプリートされて固められたものが出てくるのか、それとも、若干、もうちょっとここは直しましょうかという議論があるのかどうか、そこを確かめていったらいいと思います。

●総合政策課浜田主査

であれば、やり方としてはできれば会議の前までに完全に固めてしまいたいというのがあります。

○濱田委員

もう1回、教育会議はあるのですか。

●総合政策課浜田主査

会議は、次回は。

◎教育長

大体、2回あるのですが、ただそのときは間に合わないのです。というのは、1回世間にお見せして、そこで修正をもらわないと。

●総合政策課浜田主査

意見を募りますので、前回の会議は、2月でしたか、それでは間に合いません。

◎教育長

それまでにちょっと見ておかないといけませんね。

では、先ほど言ったように、一旦、椎屋さんのほうに意見を出していただいて、そして、その意見が反映されるかどうかということも返していただく。

●総合政策課浜田主査

私としても返していかないと。

○赤松委員

時間的に非常に厳しい。このことばかりやっているわけではありませんし、他の方々もそれぞれ仕事をし、いらっしゃると思うから少しゆとりをもってやっていただきたい。

◎教育長

もう少し延ばして。

○赤松委員

そちらのご都合もあるだろうけれども、こちらの都合も聞いて下さるとありがたいです。

●総合政策課浜田主査

6日か7日でどうでしょうかということですが。

○中原委員

7日までにとということですか。

●総合政策課浜田主査

また多分、それに対して、こちらから返して、それにもしかしたらご意見がくる可能性がありますので、それを考えると、来週末になって、その次の週末となると厳しいのかなど。2回ぐらいやりとりすることを考えると、ちょっと1回目を早めにしていただければと思いますけれども。

○中原委員

7日までにとということですね。

●総合政策課浜田主査

7日までで、ご意見をいただくということでよろしいですか。

○赤松委員

話は変わりますが、施策の方向性2の黒枠の囲みの豊かな心の注釈は、あえてこれは出す必要があるのでしょうか。

●総合政策課浜田主査

そこはもう必要はないと。

○赤松委員

黒枠で囲んで、子どもたちの豊かな心についてあえて説明する必要は無いと思います。

●総合政策課浜田主査

どうしても文字数が今増えているところで、斜線で全部削除するところも残しているので、それを削っていけば、下のスペースが空いてくるところがあるので、そこに注釈として、四角ではなくて。

◎教育長

豊かな心の注釈は出したほうがいいと。

●総合政策課浜田主査

一応、序章の最初で一つ注釈をつけているのですが、そのような形と同様の形で、注釈を入れることを検討したところですけれども、豊かな心は、多くの要素があるということが、皆様理解されるだろうということで、これは必要ないという意見であれば検討します。

◎教育長

豊かな心だけ突出して、ひっばってくる必要はないと。ほかにも重要な語句はいっぱいあるのに、そこはひっばらないで、豊かな心だけが出てくるというのは、違和感があります。そういうのもうまいこと7月7日までにレイアウトしてもらってですね。

○教育総務課椎屋主幹

私のほうからお送りします。ご意見をいただくための様式をお送りしたいと思います。

◎教育長

以上で、事務局のほうからは、ほかにありませんか。随分時間が過ぎてしまいました。

○教育総務課椎屋主幹

時間も大分、押しておりますので、7月、8月の教育委員の皆様方にご出席いただきます行事等について、私のほうからお知らせさせていただきたいと思います。

お配りしております予定表、ピンクのマーカで印をしているところが出席いただきたい行事がある箇所になります。

まず、7月3日、金曜日に学校経営ビジョンの説明会がございます。こちらのほうに参加を。学校教育課のほうから案内はいくようになっております。

続きまして、7月10日、金曜日、こちらにも学校経営ビジョン説明会をお願いしております。

続きまして、7月16日、木曜日です。10時から臨時教育委員会をお願いしております。内容としましては、教科書の採択がメインとなっております。

続きまして、7月20日になります。この日も学校経営ビジョン説明会が入っております。

続きまして、7月22日です。この日が第1回総合教育会議、13時30分からとなっております。

めくっていただきまして、8月5日が8月の定例教育委員会、会場は同じくこちらの委員会室の予定となっております。

最後に、8月28日、金曜日です。この日が、9月の定例教育委員会です。9月のものを8月中に開催しますが、9月は議会がございますので、そのため、8月の月末に9月の定例教育委員会の日程を持ってきております。

以上になります。どうぞよろしくお願いたします。

◎教育長

それでは、大変長くなりましたが、これをもって7月の定例教育委員会のすべてを終了いたします。

ありがとうございました。